



©Studio Ghibli

市制施行50周年を記念し、本市の名誉市民である宮崎駿氏(スタジオジブリ)に描いていただいた市のイメージキャラクターです。



ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>

モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.htm>

毎月1・15日発行

お納期 3月31日(火) お知らせ	市民税・都民税……………随期分	◆お知らせ	◆福祉のひろば	◆健康ガイド	◆催し
	国民健康保険税……………随期分	委員募集、保育施設等の利用申請二	介護予防相談会、家具転	ブックスタートボランテ	第51回クリーン野川作戦
	後期高齢者医療保険料……………随期分	次募集の受入予定人数、小金井平和	倒防止器具の取り付け、	ィア募集、むし歯予防教	実行委員募集、第5回こ
	納付書裏面に記載の場所で納付してください。	の日の制定に伴う記念式典を開催	ゲートキーパー養成講座	室、妊婦歯科健診、離乳	がねい市民活動まつり
	便利な口座振替をご利用ください。	ほか ……2～5、8・9、12面	ほか ……5・6面	食教室 ほか ……6面	ほか ……10～12面

春うらら市内桜めぐり

これからの季節、市内のあちらこちらで、桜の花が咲き始めます。春のひととき、市内の桜めぐりはいかがでしょうか。

国指定名勝小金井(サクラ)

江戸時代、幕府の命により、小金井橋を中心とした玉川上水堤両岸6kmにわたり、各地の名所から集めたヤマザクラの苗木が植えられました。



見事に成長した桜並木は、小金井桜、御上水桜などと称され、多くの文人墨客たちが花見に訪れ、その美しさは歌川広重らのにしき絵で江戸中に知れ渡りました。

また、大正13年には、国の名勝に指定されました。

近年、並木の間に自然に生えたけやきなどによる日当たりの悪化や五日市街道を走る車の排気ガスによる影響等で、その衰退は著しいものがあります。

平成22年度から名勝小金井(サクラ)の復活をめざし、東京都・小金井市・市民団体の協働でヤマザクラの苗木を補植する等、整備事業が始まりました。

都立小金井公園の桜

名勝小金井(サクラ)の伝統を受け継ぐ名所として昭和29年ごろから計画的に植えられ、公園内には、ヤマザクラ、ソメイヨシノ、サトザクラ、カスミザクラ等約1,700本あります。



都立小金井公園の桜は、品種の豊富なこと、樹数が多いこと、桜の群落の面積が広いことなど、ほかに例のない特長を備え、「日本さくら会」によってさくら名所百選の一つに選ばれています。

今年の桜まつりは、4月3日(金)～5日(日)に同公園内で開催します。

都立武蔵野公園の桜



都立武蔵野公園は、野川に沿って残る原っぱや雑木林を配し、各公園や街路に植える苗木を育てる苗圃も備えた、武蔵野の面影がある公園です。公園内には、サトザクラ、ヤマザクラ、ソメイヨシノなど800本近く植えられています。

4月上旬ごろには、園路沿いにサトザクラが見事な花のトンネルをつくり、ほかの木々たちも競い合うように見事な花を咲かせます。



野川沿いの桜

野川(天神橋から小金井新橋まで)の両岸に、シダレザクラが植えられ、4月になると細い枝にしだれ咲く薄紅色の花は、とても風情があります。

ほかに桜の見どころとして、多磨霊園参道の桜並木、笠森稲荷のヤマザクラ、八幡神社のシダレザクラ、東京学芸大学の桜並木等があります。

市・都民税、所得税および復興特別所得税の申告は

3月16日(月)まで

3月は窓口が込み合います

申告はお早めに

市・都民税の申告は市役所へ

市・都民税は、前年の所得に対して、1月1日現在お住まいの市区町村で課税されます。このため、平成27年1月2日以降に小金井市に転入した方は、以前にお住まいの市区町村へ申告することになります。

また、今後、市から転出予定の方は、必ず小金井市の市民税課へ申告してください。

受付時間 月曜～金曜日午前8時30分～午後5時、3月1日～15日の毎週日曜日午前9時～午後1時

※日曜日は電話での問い合わせ等は受けられません。

所得税および復興特別所得税の確定申告は税務署へ

所得税および復興特別所得税(以下所得税)の確定申告書は、申告時にお住まいの市区町村を管轄する税務署(小金井市は武蔵野税務署)に提出してください。なお、3月16日(月)までは、記入済みの所得税の確定申告書を市の市民税課でもお預かりできます。

税務署では、パソコンによる申告書作成を推進しています。国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書等作成コーナー」にて申告書を作成できます。作成した申告書はe-Tax

で送信できるほか、プリントアウトして郵送等で税務署に提出することもできます。申告書等の様式もホームページからダウンロードできます。

また、税務署では申告書作成会場を開設し、申告を受け付けています。駐車場は4月下旬まで利用できませんので車の来場はご遠慮ください。

受付時間 月曜～金曜日、3月1日(日)午前8時30分～午後5時(相談は午前9時から)

申告書の提出は郵送でも行えます

市・都民税 封筒の表に、赤字で「市・都民税申告書在中」と明記し、市民税課へ。

所得税 封筒の表に、赤字で「確定申告書在中」と明記し、武蔵野税務署へ。

※申告書の「控」が必要な方は、切手を貼り、あて先を明記した返信用封筒を必ず同封してください。市・都民税申告書は、控となる受領書裏面にボールペン(鉛筆は不可)で記入してください。

問合せ先

▽市・都民税課 市民税課市民税係 (〒184-8504住所不要) 市役所第二庁舎3階 ☎042-383-0981-9

▽所得税課 武蔵野税務署 (〒180-8502武蔵野市吉祥寺本町3-27-1 ☎0422-53-1131)